

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第180号

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則

京都市まち美化事務所規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「運搬」の右に「並びに環境意識の普及啓発」を加える。

第2条第1項を次のように改める。

北まち美化事務所，上京まち美化事務所，中京まち美化事務所，東山まち美化事務所及び下京まち美化事務所に次の職員を置く。

所長

副所長

その他の職員 若干人

第3条第1項を次のように改める。

左京まち美化事務所，山科まち美化事務所，南まち美化事務所，西京まち美化事務所及び伏見まち美化事務所に次の職員を置く。

所長

管理係長

業務係長

その他の職員 若干人

第6条第6号中「循環型社会」を「環境の保全，循環型社会」に改める。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)